（高校修学支援室）

第二十九条　修学支援・教材課に、高校修学支援室を置く。

2　高校修学支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

3　高校修学支援室に、室長を置く。

（情報教育振興室及び外国語教育推進室）

第二十九条　情報教育・外国語教育課に、情報教育振興室及び外国語教育推進室を置く。

2　情報教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園における情報教育（次号、第六号及び第七号において単に「情報教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

二　情報教育の基準の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

四　学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

五　中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における情報教育の振興に関する援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

六　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

七　教育関係職員その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

3　情報教育振興室に、室長並びに情報教育調査官一人及び教科調査官二人を置く。

4　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

5　情報教育調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育に関する専門的事項（教育課程に関するものを除く。）についての調査、指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6　教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　外国語教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育（以下この条において単に「外国語教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

二　外国語教育の基準（教材に係るものを除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

四　教育関係職員その他の関係者に対し、外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

8　外国語教育推進室に、室長、外国語教育推進専門官一人及び教科調査官三人を置く。

9　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

10　外国語教育推進専門官は、外国語教育に関する専門的事項（教育課程に関するものを除く。）についての調査、指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

11　教科調査官は、命を受けて、外国語教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。